

第48回南極条約協議国会議の本市での開催決定について

1 経緯

令和8年(2026年)に第48回南極条約協議国会議(ATCM48)が日本で開催されるにあたり、外務省が行った開催地の公募に本市からも応募した。昨日、4月23日(火)午後1時からの外務大臣記者会見において、政府による厳正な審査の結果、本市が開催地に決定した旨の発表があった。

同会議の日本での開催は1994年の京都開催以来、32年ぶりとなる。

2 選考理由

南極条約は、南極地域の平和的利用、国際協力、核爆発、放射性物質の処理の禁止を基本原則としており、国際平和文化都市を掲げる本市は条約の精神にふさわしい開催地であると認められたため。

3 南極条約協議国会議について

(1) 会議内容等

南極地域の平和的利用や科学的調査の自由と国際協力の促進等を内容とする南極条約(1961年発効)の締約国(2023年6月現在56か国)のうち、南極に基地を設ける等、積極的に科学的調査活動を実施してきている協議国(29か国)は、同条約に基づき定期的に協議国会議を持ち、情報の交換、国際協力の促進等について協議を行っている。

会議は、協議国が持ち回りで主催しており、国内ではこれまでに第6回会合(1970年東京)及び第18回会合(1994年京都)が開催されている。

(主な協議内容)

- ・南極の環境保護に関するもの
- ・特別保護区域として南極の一定地域を保護するもの
- ・南極観測に関する技術的な事項を定めたもの
- ・南極条約事務局の運営
- ・南極観光規制措置 等

特に近年は、南極への観光客数の上昇(年間約5万人)とともに、観光問題が主要な論点となっており、観光が南極環境に与える影響、南極地域における適切な観光の管理、南極における観測活動等への障害等の観点から、その対応について議論が行われている。

(2) 第48回会合

開催日程：令和8年(2026年)5月(予定)の2週間程度

参加人数：協議国の政府高官等400名程度

<参考>

【南極条約について】

南極条約は、南緯60度以南の地域に適用され、南極地域の平和的利用や科学的調査の自由と国際協力の促進等を主な内容としている。

南極条約は、1959年に日本、米国、英国、フランス、ソ連(当時)等、12か国により採択され、1961年に発効しており、2023年6月現在で締約国数は56か国にのぼる。南極条約締約国の中でも、南極に基地を設ける等、積極的に科学的調査活動を実施してきている国(29か国)は、南極条約協議国と称されている。日本は、南極条約の原署名国であり、1960年に条約を締結して以来、南極条約協議国の一員としての責務を果たしている。*

※ 南極条約締約国一覧(2023年6月現在)

○ 南極条約協議国(29か国)

アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、チリ、中国、チェコ、エクアドル、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

○ その他の締約国(27か国)

オーストリア、ベラルーシ、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、デンマーク、エストニア、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、アイスランド、カザフスタン、北朝鮮、マレーシア、モナコ、モンゴル、パキスタン、パプアニューギニア、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、スイス、トルコ、ベネズエラ